(別記2)

遊休農地解消緊急対策事業

第1 目的

担い手への農地の集積・集約化を促進するため、機構が遊休農地を借り受け、解消するために必要となる経費を支援します。

第2 本事業の対象

- 1 農用地区域内の農地のうち簡易な整備で解消可能な遊休農地とします。
- 2 機構が農地中間管理権(使用貸借のみとします。)を 10 年以上設定し、機構が 遊休農地を借受け・解消した年度から翌年度までに貸付け又は研修事業への活用 が見込まれる遊休農地を対象とします。

第3 対象となる経費

草刈り、除礫、抜根(ただし、農業生産を目的に新植・改植された樹木は除きます。)、耕起・整地に係る経費その他必要と認められる経費を対象とします。 ただし、「その他必要と認められる経費」については、事前に地方農政局等へ協議することとします。

第4 交付単価及び交付額

- 1 交付単価は、10アール当たり43千円を上限とします。
- 2 交付額は、実際に遊休農地の解消に要した経費又は1の交付単価に本事業の対象となる遊休農地の解消面積を乗じた額のいずれか小さい方とします。